

## 第1回 登録船舶管理事業者評価制度検討会 議事概要

・日 時:平成31年1月30日(水) 13:30~15:30  
・場 所:公益財団法人日本海事センター 701・702会議室

- 評価制度を構築・運用していく中で、制度が適切に運用されているか、どれほど船舶管理事業者の活用に至るものになっているかなど、制度自体のあり方についても、PDCAサイクルにより、今後修正・見直しを検討していく必要があるのではないか。また、登録船舶管理事業者自身が、受けた評価をどうフィードバックしていくか、という議論も必要なのではないか。
- 評価の項目の設定にあたっては、評価を受ける側の負担と、品質の担保のバランスを踏まえる必要がある。「内航船舶管理ガイドライン適合性評価チェックリスト」(平成25年4月)の内容を活用する場合、必須項目と加点項目にわけ、項目数がある程度絞ることとしてはどうか。また、評価を受ける事業者が、ISOや任意ISMの審査を受け適合していると認定されている場合、評価項目のうち、当該審査と重複する部分の第三者評価については簡略化することも考えられないか。その他、内部監査の結果を自己評価に活用することによる自己評価の簡略化など、評価を受ける側の負担の軽減も考えられるのではないか。
- 自己評価と第三者評価は、同じ項目で評価を行うことが適当ではないか。ただし、例えば顧客満足度など、登録事業者のアピールにつながるような項目については、評価結果とは切り分けて、評価公表時に公表できるようにすることも検討してはどうか。
- 第三者評価を行う評価機関の選定にあたっては、機関によって評価にばらつきが生じないことや、審査員の専門性、評価に対する信頼性を確保する必要もあるということを踏まえて、選定の基準を設ける必要があるのではないか。
- 第三者評価の方法については、文書の確認等で行うべきではないか。船の状態についても評価対象とするのであれば、訪船は必要な場合に限ることとし、基本的には写真による確認で実施するなどの工夫が可能ではないか。
- 更新時に限らない任意の業務評価を行うことについては、前回の評価結果を船舶管理業務の質の改善に生かすこと、また改善を図ったことを利用者に対しアピールする手段となることから、当該評価を国土交通大臣に報告し、公表する仕組みを設けることも一案である。ただし、更新期間との関係については整理が必要ではないか。
- 評価の公表については、利用者にとって分かりやすい方法で実施することを前提とした上で、総合評価等の形で公表することが考えられる。個別の評価項目をどのように公表すべきか、全て公表するかどうかについては、検討が必要ではないか。
- 登録の更新・評価の時点で管理船舶が無い場合については、それ自体が更新を妨げるものではないが、登録期間中に管理船舶がなかった、という事実自体は公表することになる、という整理でよいか。